

## 消費者機構日本の活動概況と 消費者委員会への提言・要望

2012.2.16. 消費者委員会と  
適格消費者団体との意見交換会資料

特定非営利活動法人 消費者機構日本

### 1. 消費者機構日本の活動概況、組織概要

～別紙参照～

### 2. 消費者委員会への提言・要望

- (1) 消費者被害の多い分野について、消費者庁をはじめとした関係省庁の政策対応が促進されるよう、消費者委員会として積極的に建議等を出していただきたい。(消費者委員会が、限られた資源を活用して成果をあげるためには、いわゆる審議会機能を消費者庁に返上することも考えられるのではないか。)
- (2) 建議等を行った事案について、当該省庁へのヒアリングによるフォローアップをされているが、具体的な制度改定や制度運用改善が図られた事案については、広報を強め成果をアピールし、消費者の行動や消費生活センターの相談業務においてそれらの活用がすすむようにされたい。
- (3) 制度改定や制度運用改善がされた事案については、改善後一定期間において、消費生活相談の件数が減少したか、更に制度の網をくぐるような事例が発生していないかなど、継続的フォローアップを実施していただきたい。継続的フォローアップにあたっては、必要に応じ、当該のテーマに関心を有しコミットメントしている消費者団体からの意見募集等の機会を設けられたい。
- (4) 第一期の委員会からの引継ぎ事項の一つである健康食品の表示のあり方について、検討をすすめていただきたい。「いわゆる健康食品」については、国立健康・栄養研究所のデータベースにおいて有効性について信頼できるデータは見当たらない等とされている成分を利用している物がある。また、消費者庁では、「食品の機能性評価のモデル事業」を日本健康・栄養食品協会に委託しており、その報告書が3月中旬には提出される。このような状況をふまえ、健康食品の表示のあり方についての踏みこんだ検討が求められている。

#### 【参考】消費者委員会の建議や意見表明の成果の事例

- ① 未公開株等投資詐欺被害対策について（提言）
  - ・ 金融商品取引法改正（2011年5月成立）により、無登録業者による未公開株の取引を民事上無効とし、罰則が強化された。
- ② 有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議
  - ・ 短期解約特例制度（いわゆる90日ルール）について、法制化が実現
  - ・ 改正老人福祉法（2011年6月成立）等で、事業者が受領できる前払金は、「家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価」（以下「家賃等」とされ、「権利金その他の金品」名目での受領が禁止された。

以上

## 消費者機構日本の組織概要（2012年2月9日現在）

**【設立年月】** 2004年（平成16年）9月17日

**【法人格】** 特定非営利活動法人 <2005年（平成17年）1月24日認証>  
※認定 NPO 法人としての認定を、2011年（平成23年）1月31日に受けています。

**【会員数】** 団体正会員 A：3 会員

（財）日本消費者協会

（社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会  
日本生活協同組合連合会

団体正会員 B：7 会員

埼玉消費者被害をなくす会

長野県消費者団体連絡協議会

大分県消費者問題ネットワーク

青森県消費者協会

消費者支援ネット北海道

消費者ネットワーク群馬

神奈川県生活協同組合連合会

個人正会員：130名

協力会員：56名

賛助会員：63団体

### 【主な役員】

会 長 青山 侑（明治大学公共政策大学院教授、元東京都副知事）

理事長 芳賀唯史（日本生活協同組合連合会専務理事）

副理事長 狩野拓夫（(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長）

〃 中村年春（(財) 日本消費者協会会長）

〃 阿南 久（全国消費者団体連絡会事務局長）

常任理事 佐々木幸孝（弁護士）

〃 中野和子（弁護士）

〃 唯根妙子（(社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事）

〃 佐伯美智子（(財) 日本消費者協会教育企画部課長）

専務理事 磯辺浩一（事務局）

### 【事務所所在地等】

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階

電話 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077 ホームページ <http://www.coj.gr.jp/>

## 消費者機構日本の活動概況

### 1. 消費者契約法にもとづく適格消費者団体の認定（2007年8月23日）

### 2. 差止請求関係業務

#### ○消費者被害情報収集

- ・ 団体正会員からの情報提供
- ・ ホームページ等を通じたの情報提供 等

○被害情報対応委員会に5つのワーキンググループを設置。専門家による事案の検討。

#### ○約款、勧誘行為等是正申し入れ等 68件

(2005年9月～2012年1月30日)

**うち44件について約款等の是正が実施されている。**

※ 是正された事案について推計したところ、1年間に1.1億円を超える消費者被害を未然に防止している。

#### 【内訳】

- ・ 消費者契約法を根拠とした申し入れ 35件
- ・ 特定商取引法を根拠とした申し入れ、申し出等 17件
- ・ 景品表示法による申し入れ、申告等 4件
- ・ その他の要請 12件

#### ○消費者への情報提供

- ・ 申し入れを行って一定の結論を得た事案について、経緯をホームページにて紹介。
- ・ ホームページでその他情報提供を実施（携帯電話の未成年者契約、賃貸借契約原状回復の考え方）。

### 3. 公開学習会の実施

#### ○消費者・消費者団体関係者・消費生活相談員等を対象に学習会を開催

- ・ 総会記念シンポジウム 「集合訴訟制度のあり方」を考える（2011年6月）
- ・ 全国消団連等 21 団体による共催 シンポジウム 「集团的消費者被害救済制度を実現させましょう 第2弾」（2011年12月）

### 4. 消費者志向経営セミナーの実施

#### ○事業者の方々への消費者政策・消費者問題に関する情報提供の機会としてセミナーを開催

- ・ 「ISO26000『消費者課題』とその実践方向」（2011年9月）
- ・ 「消費者法制の整備と消費者・事業者の Win-Win 関係の発展」（2012年3月）

### 5. 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度」実現のため、全国消団連のロビー活動などに協力